

## 第4回景観計画策定委員会からの主な変更箇所

No.	計画案 該当	変更箇所	変更理由	変更内容	変更前	変更後
1	目次 P25	第2章4)の見出し	事務局で検討・修正	見出し修正	良好な景観形成の実現に向けた基本的な考え方	→ 良好な景観形成の実現に向けた基本的な考え方 - 3つの景観づくり
2	P1	第1章2)策定の背景と目的	事務局で検討・修正	文章修正	景観法に基づく届出制度の活用に加え、区と区民、事業者等の連携及び協働、さらに個々の物件ごとに対応した誘導により、良好な景観の形成を図っていくものとします。また、区の個別分野の計画等と連携を図るなどし、	→ 「大田区景観計画」では、景観法に基づく届出制度の活用とともに、個々の物件ごとに対応した誘導を図ります。また、景観法の諸制度や都市計画手法の活用のほか、大田区の個別分野の計画等と連携及び調整を図りながら、様々なまちづくりの機会を捉えて総合的な視点から施策を展開し、区民や事業者等とともに
3	P2	第1章2)策定の背景と目的	第4回委員会の以下意見を踏まえて修正 景観は総合調整であるということを文章としても記載してほしい。(大澤委員)	文章追加	-	→ ・大田区の良好な景観形成、さらには都市計画マスタープランで掲げる目標を実現するためには、個別分野の施策と一体となって取り組むことが求められます。 ・景観は各分野にわたって横断的に関わることから、本景観計画は各分野の施策を結びつける総合調整の役割が期待されます。
4	P3	第1章5)景観計画の位置づけ	第4回委員会の以下意見を踏まえて修正 サインについては関連計画と連携することになっているので、P3の関連計画の一覧に付け加えるべき。(荘委員)	計画の追加	-	→ 一覧表・その他分野への「大田区サイン基本計画(平成21年9月)」の追加
5	P8	第2章1)(4)戦後～現在	事務局で検討・修正	文章追加	-	→ なお、平成22年10月には、24時間国際空港となり、沖合展開事業に伴い生じた、羽田空港跡地第1ゾーンは、平成23年12月に国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」として区域指定を受け、国際交流の進展とさらなる環境変化を迎えています。  ～道路や緑道として利用される中、大田区の中に豊かなせせらぎの水辺を持ちたいという思いをこめ、昭和57年(1982年)より、旧用水周辺を親水散策路に改修する旧六郷用水散策路整備が始まりました。
6	P11, 18, 88	第2章2)(1)自然 第2章3)基本方針1 第3章4)(2)景観資源 周辺における景観形成 ③道路	事務局で修正	対象とする区間の 変更	旧六郷用水散策路の東端：中原街道付近まで	→ 旧六郷用水散策路の東端：丸子川に沿って区境まで

No.	計画案 該当	変更箇所	変更理由	変更内容	変更前	変更後
7	P13	第2章2)(2)歴史	事務局で修正	文化財の追加と名称変更	本門寺宝塔 -	→ 池上本門寺宝塔 国・登録有形文化財：山崎家住宅主屋の追加
8	P29, 92, 93	第2章4)(2)景観資源を活かした景観づくり 第3章3)(2)景観資源周辺における景観形成④文化財等	事務局で修正	文化財の追加と名称変更	本門寺宝塔 - 龍子記念館	→ 池上本門寺宝塔 国・登録有形文化財：山崎家住宅主屋の追加 龍子記念館及び龍子公園
9	P32	第3章1)景観形成誘導の考え方	第4回委員会の以下意見を踏まえて修正ガイドラインについて、計画の位置づけの中にガイドラインがあることを記載してほしい。(大澤委員)	図追加	-	→ 各種ガイドラインの関係図の追加
10	P38	第3章2)(3)専門家の関与	第4回委員会の以下意見を踏まえて修正事前協議のフロー図の事前相談にある(※)(=東京都景観条例に関する注釈)はそれだけがあるというイメージに見える。(中井委員長)	図修正	-	→ ※注釈(東京都景観条例に関すること)を削除 事前相談の項目の追加(2項目) ・大田区みどりの条例に基づく緑化計画の事前相談 ・東京都景観条例に基づく事前協議
11	P42, 47, 53, 58, 64, 70, 76, 101, 106, 116, 125	第3章3)(1)市街地類型ごとの景観形成(3)景観形成重点地区における景観形成	事務局で精査	イメージ図差替	-	→ イメージ図の差替
12	P42, 47, 53, 58, 64, 70, 76, 112, 118, 128, 137	第3章3)(1)市街地類型ごとの景観形成(3)景観形成重点地区における景観形成	事務局で検討・修正	工作物の煙突等の注釈の追加	※架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。  (市街地類型のみに上記注釈を記載していた)	→ 工作物の建設等に記載されている電気事業者等の行為の除外について、住環境保全市街地に左記の文章に「以下、他市街地類型及び景観形成重点地区も同様とする。」を追加する。それ以降の各市街地類型と景観形成重点地区の工作物の種類と届出規模の表下に「※P42の記載と同様とする。」と記載する。 (P42とは住環境保全市街地のページ)
13	P56	第3章3)(1)市街地類型ごとの景観形成④地域商業市街地	第4回委員会の以下意見を踏まえて修正地域商業の景観の特徴にある写真で池上本門寺の参道のキャプションで街路樹が特徴的という記載があるが、実際は道路が狭く、街路樹があることで歩道状空地も狭く、歩道として使えない状態であり、商店街では街路樹が不要という意見もある。街路樹ではない形でキャプションを再検討してほしい。(平澤委員)	写真変更	池上駅から池上本門寺に至る商店街の写真掲載	→ 池上本門寺周辺の萬屋酒店近くの写真に差し替え、キャプションを変更

No.	計画案 該当	変更箇所	変更理由	変更内容	変更前	変更後
14	P62	第3章3)(1)市街地類型ごとの景観形成 ⑤住工調和市街地	第4回委員会の以下意見を踏まえて修正 住工調和型市街地の景観の特徴は良い事例と悪い事例が混在している。また、工場などの資源についても触れたい。(野原副委員長)	写真変更	萩中周辺の集合住宅と寺社が隣接する写真(相隣環境の配慮に関するもの)を掲載	→ 町工場と新しいデザインの工場に関する2枚に差し替え
15	P80, 84, 89, 94, 99, 104	第3章3)(2)景観資源周辺における景観形成	事務局で検討・修正	写真新規追加	-	→ 各景観資源への写真の追加
16	P81, 85, 90, 95, 100, 105	第3章3)(2)景観資源周辺における景観形成	第4回委員会の以下意見を踏まえて修正 ビジョンを共有するために、景観資源にも市街地類型などと同様にイメージ図や写真がほしい。(杉田先生)	イメージ図新規追加	-	→ 各景観資源へのイメージ図の追加(2種類ずつ)
17	P105	第3章3)(2)景観資源周辺における景観形成 ⑥鉄道 (c)景観形成基準	事務局で検討・修正	建築物の形態・意匠・色彩の基準の変更	・駅周辺では、にぎわいや人の動きが意識できるように配慮した低層部外観とする。	→ ・駅周辺では、にぎわいや人の動きが意識できるように低層部の外観に配慮する。
18	P105	第3章3)(2)景観資源周辺における景観形成 ⑥鉄道 (c)景観形成基準	事務局で検討・修正	建築物の公開空地・外構・緑化の基準の変更・削除	・【鉄道】の線路に面する部分では、できる限り緑化を図り、緑の連続性に配慮する。 ・【鉄道】に面する部分の緑化を積極的に行う。	→ ・【鉄道】に面する部分では、できる限り緑化を図り、緑の連続性に配慮する。  (削除)
19	P106	第3章3)(2)景観資源周辺における景観形成 ⑥鉄道 (c)景観形成基準	事務局で検討・修正	工作物の公開空地・外構・緑化の基準の変更	・【鉄道】の線路に面する部分の緑化を積極的に行う。	→ ・【鉄道】に面する部分の緑化を積極的に行う。
20	P111	第3章3)(3)景観形成重点地区における景観形成 ①空港臨海部景観形成重点地区 (d)景観形成基準	事務局で検討・修正	建築物の形態・意匠・色彩の基準の削除	・空港臨海部の主要な眺望点(水上、対岸、橋梁など)からの見え方に配慮する。	→ (削除)
21	P127, 136	第3章3)(3)景観形成重点地区における景観形成 ③多摩川景観形成重点地区 ④呑川景観形成重点地区	第4回委員会の以下意見を踏まえて修正 呑川にも区間毎で景観が異なるので、区間ごとにイメージ図があるといい。(杉田先生)	イメージ図の新規作成	各地区1つのイメージ図を掲載	各地区景観形成の方針に合わせて、3区間ごとのイメージ図を掲載

No.	計画案 該当	変更箇所	変更理由	変更内容	変更前		変更後
22	P141	第3章3) (4) ③色彩基準(a)市街地類型(景観形成重点地区を除く) ○各市街地類型における色彩基準の考え方 住工調和市街地の考え方	第4回委員会の以下意見を踏まえて修正 住工調和型市街地の色彩の考え方は落ち着きのあるという内容で、住宅に寄りすぎたものになっているので、目標や景観形成の方針で示しているようなバランスのとれた表現としたほうがよい。景観の特徴は良い事例と悪い事例が混在している。また、工場などの資源についても触れたい。(杉山委員)	文章変更	工場と周辺の住宅地が調和した落ち着きのある色彩を誘導します。	→	相隣環境に応じて、工場などの産業施設の活気と住宅の落ち着きを考慮した色彩を誘導します。
23	P147	第4章1) (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項①道路 (a) ガス橋通り	道路管理者(東京都)からの修正指示	文章修正	環状8号線から多摩川ガス橋までの通称「ガス橋通り」は、～	→	環状8号線から多摩川ガス橋までの地元で親しみを込めて呼ばれる「ガス橋通り」は、～
24	P148	第4章1) (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項②河川 (a) 多摩川	河川管理者(国)からの修正指示	文章修正	～生態系に配慮した自然環境の保全・創出などを進め、多摩川らしい河川景観を形成します。		～生態系に配慮した自然環境の保全を図り、 <u>多摩川らしい河川景観の保全に努めます。</u>